障害年金に該当する患者様がおられませんか？

（2022年1月に「眼の障害」の障害認定基準が改正されました）

　京都ロービジョンネットワーク代表　中路　裕

　2022年1月1日より「眼の障害」の障害認定基準が改正されました。京都ロービジョンネットワークでは2020年7月に「障害年金に該当する患者様がおられませんか？」という資料を作成しましたが、このたび資料を改訂しましたのでお知らせします。

障害年金は、見えにくい方の経済的支援として大きな意味を持ちます。しかし申請には

**①障害程度、②年金保険料の納付要件、③傷病の初診日確認**、これらすべてが基準に該当し、かつ書面での証明が必要です。特に、上記②及び③は障害年金の制度を理解した上での傷病・受診歴の丁寧な聞き取りを要し、医療機関では対応が困難です。

**障害程度（下記の表参照）に該当する患者さんに、障害年金の案内をお願いします。**患者さんに**「障害程度以外の要件も満たせば受給の可能性がある**（注：受給は確定ではありません）**ので、いちど相談してみませんか」**とお伝えいただき、京都ロービジョンネットワークにご連絡ください。担当者が上記②③について確認し、該当すれば申請・受給まで支援します（注：初回相談は無料です。追加相談は有料になる場合があります）。

**★注記：**障害認定日が2021年12月31日までの場合は旧基準が適用されますので、ご注意ください（詳しくはネットワークにお問い合わせください）。

相談・問い合わせ先　**京都ロービジョンネットワーク総合相談窓口**（京都ライトハウス内）

📞075-462-4400　（支援依頼書もご活用下さい）

障害程度と障害年金の等級について　「障害程度以外の要件も満たせば**受給の可能性がある**ので、いちど相談してみませんか」と患者さんにお声がけください。（注：受給は確定ではありません）

<基本的なこと＞

１）①障害程度、②年金保険料の納付要件、③傷病の初診日確認、これら全てが基準に該当し、かつ書面で証明できることが必要です。

２）障害年金の申請は、特例を除き原則として，20歳以降65歳の誕生日の前々日までです。

３）申請する障害の原因となった傷病について、初めて医師の診療を受けた日（初診日）において被保険者であった年金（国民年金・厚生年金など）により障害基礎年金・障害厚生年金などを申請することになります。

４）初診日が20歳未満の場合は、障害基礎年金を申請します。ただし20歳未満でも厚生年金・共済年金の被保険者は障害厚生年金などを申請します。

５）3級相当での申請の場合は、初診日に厚生年金等に加入している必要があります（国民年金には3級はありません）。

６）生活保護受給者であることが、申請の除外対象にはなりません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 障害程度と障害年金の等級  （身体障害者手帳の等級とは異なります）  視力と視野の併合認定はネットワークまでお問い合わせを。 | | 初診日に  厚生/共済年金に加入 | 初診日に  国民年金に加入  又は二十歳未満 |
| 障害厚生年金  （障害基礎年金に上乗せ） | 障害基礎年金 |
| 1級 | ・良い方の眼の視力が0.03以下。又は良い方の眼の視力が0.04かつ他眼の視力が手動弁以下。 ・周辺視野角度の和が左右それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が28度以下。又は両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下。 | 月額（目安） 約12万～18万円 （障害基礎年金含む） | 月額 81,343円 |
| 2級 | ・良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下。又は良い方の眼の視力が0.08かつ他眼の視力が手動弁以下。  ・周辺視野角度の和が左右それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下。又は両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下。  ★求心性視野狭窄または輪状暗点で両眼の視野(I/２)がそれぞれ５度以内（同程度の面積）。 | 月額（目安） 約10万～14万円  （障害基礎年金含む）  ＊参考＊『障害年金基準』  https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/ninteikijun/20140604.html  ＊注＊視力と視野の併合判定ができる場合があります。ネットワークまでお問い合わせください。 | 月額 65,075円 |
| 3級 | ・良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下。 ・周辺視野角度の和が左右それぞれ80度以下。又は両眼開放視認点数が70点以下。 | 月額（目安） 約5万～7万円  【ゴールドマン視野計の判定】  周辺視野角度ではⅠ/4、中心視野角度ではⅠ/2  視標を用いる。「それぞれ」でない場合は加重平均。  暗点は角度から引く。  【自動視野計の判定】  両眼開放視認点数は両眼開放エスターマンテストで「ミエタ」点の数。両眼中心視認点数は10-2プログラムで26dB以上の点。 |
| 【傷病が治らないもの】 ★良い方の眼の視力が0.6以下。 ★一眼の視力が0.1以下。  ・両眼中心視野角度が56度以下。又は両眼による  視野の2分の1以上が欠損 ・両眼開放視認点数が71点以上100点以下。  又は両眼中心視野視認点数が40点以下。  ★両眼のまぶたに著しい欠損。 ★両眼の調整機能及び輻輳機能に著しい障害。  ★身体の機能に、労働が制限を受ける程度の障害  を残すものなど。 |

★2022年1月1日　基準改正のポイント★

【要点（１）新基準は、2018年7月施行の身体障害基準の考え方にほぼ準拠しています】  
つまり、　（A）視力は「よい方の眼の視力」で判定する。   
　　　　　（B)　GP（動的視野計）は「視野角度」で判定する。   
　　　　　（C)　新たに「AP（自動視野計）を判定に用いることができるようになった」。   
  
　　（注意点）   
　ただし、障害年金と身体障害者手帳の等級は一致しません（年金の方が、等級が高くなる）。   
　・身体障害者手帳１，２級→障害年金1級  
　・身体障害者手帳3級→障害年金2級   
　・身体障害者手帳４級→障害年金3級　（障害年金でいう「初診日」の時点が厚生年金、共済年金のみ）   
　・身体障害者手帳5，6級→障害手当金（眼科疾患の場合、障害年金3級になることがあります）（障害年

金でいう「初診日」の時点が厚生年金、共済年金のみ）   
　★過去の等級が下がらないよう、例外規定があります：前頁の表で★の部分。

【要点（２）今回の改正で等級が上がる方は「額改定手続き」が必要です 】  
　「額改定手続き」に必要なものは、

①患者様がご自身で記載する「額改定請求書」（年金事務所等でも作成を手伝ってくれます）。

②医師の作成する新書式の「診断書」（3か月以内の検査、記載）　です。

額改定請求書および診断書書式は、年金事務所のHPからダウンロードできます。ご本人が年金事務所等でもらうことも可能です。  
　＊検査、最終診察日は提出日の3か月以内が原則です。  
  
【要点（３） 等級が上がる方、新しく障害年金が請求できる方がいます】

視野2級の方は1級になる可能性があります（視野障害だけで1級に該当するようになりました）。65歳以上でも、過去に一度でも2級以上になったことがある場合は、何歳でも額改定請求ができます。

中心暗点、半盲の方は、新たに障害年金基準に該当する場合があります。特に65歳以下、身障手帳基準（現行の基準）に該当する方には 「もしかしたら障害年金基準に該当するかも」とお声がけください。 過去に「視力・視野基準が該当しない」とされた方も今回「該当する」可能性があります。

＊難しい時には、「視力」「視野（GP、AP10-2、両眼開放エスターマン視野）」などをネットワークにお示しください。

相談・問い合わせ先　**京都ロービジョンネットワーク総合相談窓口**（京都ライトハウス内）

📞075-462-4400　（支援依頼書もご活用下さい）